

令和6年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和6年6月4日（火曜日）午前9時11分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 令和5年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 令和5年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第31号議案 幸田町税条例の一部改正について
第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第35号議案 訴えの提起について
第36号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）
第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 9番 都築幸夫君 |
| 10番 黒木一君 | 11番 廣野房男君 | 12番 稲吉照夫君 |
| 13番 笹野康男君 | 14番 丸山千代子君 | 15番 鈴木久夫君 |
| 16番 藤江徹君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|---------|----------|--------|
| 町長 | 長 成瀬 敦君 | 副町長 | 大竹 広行君 |
| 教育長 | 池田 和博君 | 企画部長 | 内田 守君 |
| 総務部長 | 林 保克君 | 参事（税務担当） | 稲熊 公孝君 |

住民こども部長 三浦正義君 健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君 環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君 上下水道部長 齋藤啓一君
消 防 長 山本秀幸君 教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局 長 大須賀 龍二 君

○議長(藤江 徹君) 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
田植えもほぼ終わり、幸田町らしい美しい田園風景が見られる季節となりました。

まだ梅雨入りはしていませんが、高温多湿となるこの時期、熱中症などの対応に十分留意され、それぞれに健康を損なわないよう留意をしていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告議案3件、承認議案2件、単行議案6件、補正予算1件、合わせて12件の重要な議案が提出されております。

議会といたしまして、町民生活の安定と福祉の増進のために十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

ここで、お諮りいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から、議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

皆さん、おはようございます。

紫陽花の色が美しく映える季節となりました。いよいよ梅雨時を迎え、後日しばらくは本格的な暑さが到来するものと思われれます。十分備えていかなければと感じておるところでございます。

本日、ここに、令和6年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこ

と、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案3件、承認議案2件、単行議案6件、補正予算1件、合わせて12件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては、説明させていただきますが、いずれも、これからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の調整を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。よろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告を7点申し上げます。

1点目は、本町が自立持続可能性自治体とされたことについてであります。

4月24日、民間の有識者グループである人口戦略会議が、人口が減少していくと分析した消滅可能性自治体等を公表しました。

県内でも消滅可能性自治体に7市町村が該当したため、愛知県知事は、人口減少対策を検討する愛知県・市町村人口問題対策検討会議を立ち上げました。本町においては、消滅可能性自治体ではなく、持続可能性が高いとされる自立持続可能性自治体とされております。今後も本町の発展に努めてまいります。

2点目は、SDGs未来都市の選定についてであります。

幸田町は、去る5月23日に、内閣府から令和6年度SDGs未来都市に選定され、自見地方創生担当大臣から選定証を頂いたところであります。

SDGs未来都市は、SDGsを原動力とした地方創生の達成に向けて優れた取組を提案する自治体が選定されるもので、本町は、SDGsで創る緑住文化都市～森林空間で未来へつなぐまち幸田～をタイトルとした提案を行い、県内町村では初となるSDGs未来都市に選定されたものであります。

今後は、未来都市の実現に向けた各施策を進めてまいります。

3点目は、エアウィーヴとの協定についてであります。

去る5月30日に、株式会社エアウィーヴと使用済みマットレスの水平リサイクルに関する協定を締結いたしました。本町の環境基本計画に掲げました、資源循環型社会を構築し、資源を大切にするまちを目指していく中で、適正処理困難物の減少により廃棄物処理時に排出される温室効果ガスの削減が、幸田町ゼロカーボンシティの実現をさらに加速させてくれるものと考えております。

クオリティーの高い資源循環型の商品を町民にもっと利用してもらえるよう促進していきたいと思っております。

4点目でございます。幸田の温室桃についてであります。

桃の温室栽培は、県内でもめずらしく、町内では3人の生産者の方が取り組んでおられます。

温室桃のさくひめは、新しい品種として生まれてから5年目を迎えたばかりで、種が小さく、食べられるところが多いのが特徴的であります。5月17日から初収穫・初出

荷を迎え、5月下旬まで出荷されました。5月26日からは、日川白鳳の出荷が始まり、6月中旬までの出荷を予定しております。筆柿の里 幸田でも販売していると聞いております。ぜひ、御賞味いただければと思います。

5点目でございます。岡崎信用金庫様からの寄附についてでございます。

5月29日に創業100周年を迎える岡崎信用金庫様から、教育関係に役立ててほしいと500万円の寄附をいただきました。また、トイレカーも後に御寄附いただけることですので、準備を進めております。岡崎信用金庫様は、能登半島地震の被災地でトイレが問題となっていることをお知りになり、本町の避難所生活においても衛生環境の確保が重要と考えられました。そこで、トイレカーが大きく貢献するのではないかと感じられたとのことであります。

機動力を備えたトイレカーの寄贈により、本町の防災力がより一層強化されることを期待しております。

6点目であります。町村合併70周年記念ソングについてであります。

町村合併70周年記念事業の一つとして、未来に向けて多くの人の心に刻まれ、長く愛されることを願い、記念ソング「こうたの空へ」を制作しました。4月には、その制作過程を中心とした70周年記念特別番組「もっと輝く幸田を、みんなで♪」を三河湾ネットワークで約1か月間放送しました。

この記念ソングの制作は、北部中学校と交流を続けてこられた半崎美子さんをお願いをし、半崎さんが直接感じた幸田の澄んだ空や自然、人との触れ合いで感じた幸せや優しさを歌詞にさせていただきました。

曲は、毎日昼に役場庁舎で流れており、本町のユーチューブチャンネルでも視聴することができます。

親しみやすく口ずさめるような曲に仕上げさせていただきましたので、今後、様々な場面で活用していきたいと思っております。

7点目であります。70周年記念の盆踊り制作についてであります。

町内の盆踊りで長年踊られている新幸田音頭に続き、お笑いタレントであり、歌手でもあるタブレット純さんが歌う新たな盆踊りの制作に取り組んでおります。8月17日に開催されますこうた夏まつりで披露させていただく予定であります。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

本日、お手元に3点の資料を配付させていただきました。

1点目は、令和6年度SDGs未来都市の選定について、2点目は、使用済みマットレスの水平リサイクルに関する協定及び幸田町資源循環型マットレス購入費補助事業に

ついて、そして3点目は、定例でお示しさせていただいております令和6年度国県等公共事業採択見込状況につきまして、令和6年5月7日現在における情報でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまから、令和6年第2回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時11分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願ひます。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時11分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番 笹野康男君及び14番 丸山千代子君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月4日から6月21日までの18日間としたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月4日から6月21日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願ひます。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4件、及び定期監査1件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願ひます。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（藤江 徹君） 日程第4、報告第1号 令和5年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号 令和5年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書についての3件を一括して、報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページからをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 令和5年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案関係資料は、1ページから5ページまででありますので、併せて御覧ください。

この件につきましては、令和5年度におきまして、繰越明許費の議決をいただきしており、その繰越額について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書2ページの計算書のとおり、防犯・交通パトロールカー更新事業をはじめ、12事業であります。

15款総務費につきましては、10項総務管理費におきましては、防犯・交通パトロールカー更新事業の繰越額を、議決額342万5,000円に対し339万1,000円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、20項戸籍住民基本台帳費につきましては、初めに戸籍情報システム改修事業の繰越額を議決額と同額の321万2,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

次に、住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修事業の繰越額を、議決額と同額の1,251万8,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

20款民生費につきましては、10項社会福祉費におきまして、初めに長嶺北部地区福祉医療ゾーン造成実施設計事業の繰越額を、議決額と同額の3,784万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、物価高騰対応重点支援事業の繰越額を、議決額と同額の2億9,864万3,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

次に、物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援枠）の繰越額を、議決額と同額の704万円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

25款衛生費につきましては、10項保健衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の繰越額を、議決額147万円に対し146万8,300円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

45款土木費につきましては、15項道路橋梁費におきまして、初めに幸田駅アクセス歩道整備事業の繰越額を、議決額と同額の900万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）の繰越額を、議決額1億300万円に対し8,266万4,000円とし、その財源を国庫支出金、町債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、20項河川費におきまして、菱池遊水地上部利用基本構想事業の繰越額を、議決額と同額の473万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

50款消防費につきましては、10項消防費におきまして、消防用自動車整備事業の繰越額を、議決額と同額の1,158万円とし、その財源を町債及び一般財源として繰

り越したものであります。

60款災害復旧費につきましては、15項公共土木施設災害復旧費におきまして、道路災害復旧事業の繰越額を、議決額と同額の350万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

報告第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案関係資料は、6ページでありますので、併せて御覧ください。

この件につきましても、令和5年度におきまして、繰越明許費の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書4ページの計算書のとおり、町道芦谷1号線事業用地先行得事業でありまして、議決額と同額の2,480万6,000円を繰り越し、その財源につきましては、土地開発基金借入金を既収入特定財源として繰り越したものであります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

報告第3号 令和5年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

議案関係資料は、7ページでありますので、併せて御覧ください。

本件につきましては、令和5年度内に支払義務の生じなかった事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、その額を令和6年度に繰り越して使用するものであります。繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越事業は、議案書6ページの計算書のとおり、水道施設更新事業でありまして、1億5,730万円を繰り越し、その財源につきましては、損益勘定留保資金を充当しております。

以上、報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時20分

○議長（藤江 徹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なければ、以上で、報告第1号、報告第2号及び報告3号の質疑を終わります。

再開 午前 9時22分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号を終わります。

日程第5

- 議長（藤江 徹君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。
朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

- 町長（成瀬 敦君） それでは、承認第1号及び第2号の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決処分の内容は、幸田町税条例の一部を改正する条例でございます。

議案関係資料は、8ページから23ページまででありますので、併せて御覧ください。

専決処分の承認を求めることにつきまして、幸田町税条例の一部改正において、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容としましては、先般、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、町民税関係では、個人住民税の所得割の額について、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円の定額減税を行うことに伴う規定の整備を行うものであります。

また、固定資産税関係では、現行の固定資産税の特例、これは土地に係る負担調整措置等ではありますが、これを令和6年度から令和8年度までの3年延長するものであります。

固定資産税の2つ目は、再生エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備に係る償却資産の特例措置について、現行では、課税標準をその価格に3分の2を乗じて得た額としているものを、7分の6を乗じて得た額とするものであります。

これらの改正につきましては、4月1日から適用させることが適当と考え、議会を招集させていただき時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決処分の内容は、幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

議案関係資料は、24ページから28ページまででありますので、併せて御覧ください。

専決処分の承認を求めることにつきまして、幸田町都市計画税条例の一部改正において、先ほどの承認第1号と同様に、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容としましては、こちら先ほどと同様に、先般、地方税法等の一部を

改正する法律が成立し、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、現行の都市計画税の特例、こちらも固定資産税と同様に、土地に係る負担調整措置等を令和6年度から令和8年度まで3年延長するものであります。

これらの改正につきましては、4月1日から適用させることが適当と考え、議会を招集させていただき時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 個人町民税の定額減税についてお伺いをいたします。

この定額減税につきましては1年限りというものでありますけれども、このスケジュールについてどのようにやっていくおつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 今回、定額減税についての税条例の改正が改正の中に入っております、その定額減税のスケジュールといったものでございます。こちらにつきましては、給料、特別徴収、企業が会社のほうで給料天引きのほうから税金を差し引いている特別徴収と、個人事業主等々の普通徴収の場合で違うわけでございます。

まず、特別徴収、給料から差し引く特別徴収の場合でございますが、その場合につきましては、6月の給料のほうから差し引くという、すみません、特別徴収の場合は5月から次の4月までになるわけですが、5月の税金のほうは取らないと。6月から11か月間まで、次の年の11か月間の11か月でこの特別減税を差し引いた分の税額を11で割ったのを毎月給料から差し引くということになっております。

普通徴収につきましては、6月の納付書発送のほうから、6月のほうから特別減税の引くべき税金を6月の納付書のほうからまず全額引いて、引き切れない場合は、次の納期にまた持ち越して次の納期から差し引くといった感じのスケジュールになっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、扶養親族1人当たりにつきましても1万円の減税といえますか、あるわけですが、その場合はどのようになるのか、申告なのか、どのようなスケジュールでこれも行うのかを伺いたいと思います。

- 議長（藤江 徹君） 税務担当参事。
- 税務担当参事（稲熊公孝君） 扶養親族につきましては、給料から差し引く場合は、そちらの事業所のほうでそれぞれの扶養を確認をさせていただいて、扶養親族1人につき1万円の税額を合わせたものを給料のほうから控除していくということでございます。それで、普通徴収のほうも、それぞれ扶養者の方から、その被扶養者のお子さんですとか奥さんですとか、そういった被扶養者の方の分を扶養者の納税のほうから差し引かさせていただくという形になっております。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） それでは、全くこの個人住民税が発生しない、非課税、こういう方たちについての場合はどのようにやっていくのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 税務担当参事。
- 税務担当参事（稲熊公孝君） 税金が全然出てない方ですとか、今回、住民税の所得割のほうから1万円を控除をするわけでございますけれども、住民税の所得割が出ていなくて均等割だけの方もございます。そういった場合は今回の減税の対象になりませんが、そういった減税の対象から漏れてしまう方につきましては、給付という形でさせていただくという形になっております。すみません、先ほど私のほうから給料から差し引く特別徴収の関係で5月を取らないと言ったんですけれども、すみません、6月です。6月から始まってますので、6月の給料から税金は住民税のほうは取らないと。7月から次の5月までの11か月間で1年間の住民税の中から定額減税を差し引いた分、それを11で割ったのを7月から5月まで給料のほうから差し引くという形になっております。よろしくをお願いします。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） 還付と言ったらおかしいですが、逆にお出しをする、これは3月の補正で上がった金額があるわけですけども、そうした方たちについては申告なのか、それともどのような手続で行っていくのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 税務担当参事。
- 税務担当参事（稲熊公孝君） 一応こちらのほうで、均等割しか出てない方等々につきましては把握しておりますので、その方については、その部分を給付の担当のほうに情報をお渡しして、そちらのほうから給付のほうをしておるといった状況になっております。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） それでは、給付のほうは何人ほどいらっしゃるのかお尋ねします。
- 議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（山本晴彦君） 給付のほうにつきましては、福祉課のほうでプッシュ型とそれから申告型で対応しておりますが、今手元に数字の資料を持っておりませんので、また情報提供をしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） 給付する人数が今は分からないようでございますが、しかしながら、これは申告によるものもあると思いますが、そうした点で漏れないようにきちんと全ての国民に行き渡るように、これはなっております。そのような手続で行っていた

だきたいというふうに思うわけですが、そのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 今回の定額減税でございます。今回の定額減税は、一定の所得以上の方は対象外となっております。これは、1年間の収入で2,000万円以上、所得でいきますと1,805万円を超えた方は今回の定額減税の対象になっておりませんが、それ以外の方につきましては、漏れなく減税及び給付で今回の物価高騰に対してしっかりと対応していくということでございますので、漏れのないように税務課のほうと福祉課のほうで情報を連携しながら、進めていっておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なければ、以上で、承認第1号の質疑を打ち切ります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ございませんので、以上で、承認第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案2件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終わります。

これから、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

次に、承認第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

これをもって、承認第1号及び承認第2号を終わります。

日程第6

○議長（藤江 徹君） 日程第6、第31号議案から第37号議案までの7件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第31号議案から第36号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書21ページをお開きください。

第31号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、29ページから37ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行及び職権による減免の措置を講ずることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、町民税関係の改正と固定資産税関係の改正がございまして、町民税関係におきましては、まず、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を、寄附金税額控除の対象とする措置等を講ずるものであります。

公益信託制度は、公益信託に関する法律に基づいた制度であり、公益信託に関する法律を全部改正し、新たな公益信託制度が設けられます。

町民税関係の2つ目といたしましては、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

減免制度につきましては、生活保護、所得減少、死亡などにより減免を受けようとする者は、申請書を提出しなければならないとされているものを、今回の改正で、当該者が減免事由に該当することが明らかであり、町民税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出がなくても減免できることとしております。

次に、固定資産税関係におきましては、町民税と同様に、固定資産税及び特別土地保有税の減免につきましても、職権による減免を可能とする規定を追加するものでありま

す。

固定資産税関係の2つ目といたしましては、新築の認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の適用について、申告することができる者の範囲を拡大する措置を講ずるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。第53条の引用条項の整理につきましては、令和7年4月1日、公益信託に関する法律の施行に伴う改正につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、38ページから40ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金等課税額の法定限度額が22万円から24万円に改められたことから、町国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を同額に引き上げるものであります。

この改正により、課税限度額の合計は、基礎課税額、介護納付金課税額を含め、104万円から106万円となるものであります。

次に、地方税法施行令の改正により、低所得者における国民健康保険税の減税措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては29万円を29万5,000円に、2割軽減につきましては53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書27ページをお開きください。

第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

議案関係資料は、41ページ及び42ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、法改正により、令和6年12月2日から従来の被保険者証、資格証明書の発行が終了することとなり、マイナンバーカードに健康保険証としての利用登録を行ったマイナ保険証の利用に移行していくわけではありますが、マイナンバーカードを取得していない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナ保険証の健康保険証利用登録を解除された方、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の更新を失念してしまった方などには、資格確認書を発行することとなることから、広域連合規約別表第1中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであり、愛知県内の全ての市町村で同じ変更をするものであります。

なお、施行期日につきましては、令和6年12月2日であります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。

第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正についてであります。

議案関係資料は、43ページ及び44ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、坂崎集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるからであります。

集落排水事業における坂崎地区の公共下水道への接続によるもので、改正の概要につきましては、別表第1に規定します坂崎集落家庭排水処理施設を削るものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日であります。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

第35号議案 訴えの提起についてであります。

議案関係資料は、45ページ及び46ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町営神山住宅の賃料相当損害金の請求に関する訴えの提起に伴い、必要があるからであります。

訴えの趣旨といたしましては、相手方に対し、町営神山住宅に平成27年3月2日に建物明渡しに係る強制執行まで続けた契約者による不法占拠の賃料相当損害金の支払い及び訴訟費用の負担を求めるものであります。

事件の概要といたしましては、契約者に対して、平成25年9月議会で議決を得て、建物明渡しの請求及び賃料相当損害金等の請求の訴えを提起し、町が勝訴しましたが、契約者はその後も判決に従わず、不法占拠を続けたため、平成27年3月2日に強制執行を行い、町営神山住宅からの退去に至りました。

退去に伴い、不法占拠により生じた賃料相当損害金の支払いにつきまして、相手方に対し、連絡を取り続けてまいりましたが支払われず、契約者に対し、令和6年4月に賃料相当損害金を支払わせる強制執行を行いました。全額回収の見込みがないため、今回、訴えの提起につきまして、議決を求め、これまでに賃料相当損害金の請求を行ってきた相手方に対し、支払いを求めるものであります。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

第36号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、47ページから49ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書34ページを御覧ください。

物品の概要は、消防ポンプ自動車CD-I型一式であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は、2,684万円。

契約の方法は、8社による指名競争入札を4月1日に実施し、契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目34番17号の203、小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所、所長 来島啓一であります。

続きまして、補正予算案件につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第37号議案1件であります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

議案関係資料は、50ページから52ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条（歳入歳出予算の補正）につきましては、歳入歳出それぞれ9,553万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億553万3,000円とするものであります。

第2条（地方債の補正）につきましては、6ページを御覧ください。第2表 地方債補正のとおり、地方債の変更を行うものであります。

六栗ゲートボール場テント上屋整備事業につきまして、この後、歳出において説明をさせていただきますが、工事請負費の増額及び鋼材価格の上昇に伴い、当初予算で3,700万円としておりました限度額を600万円追加し、4,300万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金、5目総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新規計上するものであります。

これは、戸籍事務への社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費を補助するものであり、戸籍の氏名の振り仮名記載に伴う振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務に対する補助金として計上するものであります。

次に、10目民生費国庫補助金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を新規計上するものであります。これは、地方公共団体が作成したデジタル実装タイプ実施計画書に基づき、デジタルを活用した地域の問題解決や魅力向上に取り組む事業に対し、国から交付される交付金であり、各保育園に設置するタブレット等の端末費やネットワーク構築費等、委託料を交付申請したところ、このほど、国の令和5年度補正予算措置分の交付決定を受けたため、補助対象事業費の2分の1を計上するものであります。

35目教育費国庫補助金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を新規計上するものであります。

この事業は、10目民生費国庫補助金と同様の交付金であり、町立図書館における座席の予約システムの構築・導入に必要な委託料を交付申請しましたところ、同様に国の令和5年度補正予算措置分の交付決定を受けたため、補助対象事業費の2分の1を計上するものであります。

60款県支出金、経営体育成支援事業交付金を新規計上するものであります。

これは経営構造の転換・経営の発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどし

て農業用機械等を導入する際、助成金を受けるものですが、今回、上六栗地域内でのハウスの新設及びイチゴ高設栽培システムの設置工事について、県に交付申請したところ、このほど、令和6年度当初予算措置分の交付決定を受けたため、計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を追加しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

90款町債につきましては、先ほど地方債の補正において触れさせていただきましたが、この後、歳出において説明をいたします六栗ゲートボール場テント上屋設置工事請負費に係る財源措置としまして、六栗ゲートボール場テント上屋整備事業を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

初めに、10款議会費につきましては、議会一般事業におきまして、さきの令和5年第4回及び令和6年第1回幸田町議会定例会において御承認いただきました幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に基づき、本町の議会議員の月額報酬及び期末手当の支給割合の改定を行うものであります。月額報酬につきましては、議長は4,000円、その他の議員については3,000円をそれぞれ増額するものであり、期末手当は令和6年度以降1.7か月分とするものであります。これにより議員報酬、議員手当をそれぞれ追加するものであります。

15款総務費、10項総務管理費、10目一般管理費につきましては、一般管理一般事業におきまして、先ほどの10款議会一般事業と同様、令和5年第4回及び令和6年第1回幸田町議会定例会において御承認いただきました幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に基づき、町長及び副町長の給料月額及び期末手当の支給割合の改定を行うものであります。給料月額については、町長は9,000円、副町長については7,000円をそれぞれ増額するものであり、期末手当は令和6年度以降1.7か月分とするものであります。これにより、特別職給、特別職手当等、特別職共済費をそれぞれ追加するものであります。

次に、総務管理事業におきまして、顧問弁護士の報酬を追加し、採用を断念しました会計年度任用職員の報酬、費用弁償をそれぞれ減額するものであります。

町の法律顧問として、現在2人の弁護士及び週1日勤務の弁護士資格を有する2人の会計年度任用職員を採用しております。公務において生じる様々な問題について、日常的に相談に応じていただける3人目の会計年度任用職員を採用する予定でしたが、採用の候補者の見込みが立たず、断念をいたしました。なお、本町がこれから進める新規事業等に備え、有事の際は責任を持って訴訟等の対応もできる顧問弁護士を1人増やし、体制を強化するため、それぞれ計上するものであります。

次に、22目安全対策費につきましては、安全対策一般事業におきまして、会計年度任用職員1名を配置し、報酬等を追加するものであります。1月1日に発生した能登半島地震における被災地への継続的な支援の必要性が生じたこと、また石川県からの要請により、被災市町への中長期の職員派遣の必要性が生じ、急遽職員を派遣したことに伴い、

幸田町安全テラスセンター２４に当初予定していた職員配置に不足が生じ、通常業務に支障が生じることから計上するものであります。報酬、期末手当、共済費をそれぞれ追加するものであります。

次に、２０項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、先ほど歳入において説明させていただきましたが、社会保障・税番号システム整備費補助金を受け、戸籍の氏名の振り仮名記載に伴う振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務委託料を新規計上するものであります。

２０款民生費、１０項社会福祉費につきましては、老人生きがい対策事業におきまして、六栗ゲートボール場テント上屋設置工事請負費を追加し、芦谷ゲートボール場テント上屋撤去工事請負費を新規計上するものであります。六栗ゲートボール場テント上屋設置工事請負費につきましては、令和６年度当初予算で計上しましたが、その際の設計は旧施設の再設置として積算しておりましたが、鋼材の価格上昇に合わせ、その後、行ったボーリング調査及び建築確認において、現在の建築基準法に適合した基礎部分の構造変更として、補強部材の増額が必要であることが判明したことにより、工事請負費を追加するものであります。芦谷ゲートボール場テント上屋撤去工事請負費につきましては、上屋部分の鉄骨部腐食が判明したことから安全対策のため、テント上屋を撤去するため工事請負費を新規計上するものであります。

次に、１５項児童福祉費につきましては、１４ページを御覧ください。

保育園管理一般事業におきまして、保育園ＩＣＴシステム導入業務委託料を新規計上するものであります。こちらは歳入において説明させていただきましたが、町立保育園８園にインターネット環境及びパソコン、タブレットを整備し、園児の登降園状況の管理や保護者との連絡等の機能を有する業務支援システムを導入するもので、各保育園に設置するタブレット等の端末費やネットワーク構築費、システム利用料等、必要な経費を計上するものであります。

３５款農林水産業費につきましては、農業振興一般事業におきまして、先ほど歳入においても説明させていただきました経営体育成支援事業交付金を活用し、上六栗地内のハウスの新設及びイチゴ高設栽培システムの設置工事に係る交付金を新規計上するものであります。

５５款教育費、１０項教育総務費につきましては、事務局一般事業におきまして、令和５年第４回幸田町議会定例会において御承認いただきました幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び令和６年第１回幸田町議会定例会において御承認いただきました幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に基づき、教育長の給料月額及び期末手当の支給割合の改定を行うものであります。給料月額については、６,０００円増額とするものであり、期末手当は令和６年度以降１.７か月分とするものであります。これにより特別職給、特別職手当等をそれぞれ追加するものであります。

次に、２５項社会教育費につきましては、図書館管理運営事業におきまして、座席予約システム構築業務委託料を新規計上するものであります。こちらは歳入において説明させていただきましたが、町立図書館では、夏休み期間中や休日等におきまして、学習

を目的とする利用客が多く来館されます。現状におきまして、座席の確保は先着順となっており、そのために多くの利用者が早朝から玄関前に並んでおられます。また、長時間にわたって座席を確保するため、トラブルとなる事案もあり、図書館職員が大変困っておるところでございます。

これらの問題を解決するために、座席の予約システムを導入するもので、システムの構築導入に必要な経費を計上するものであります。

以上が、令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

令和6年第2回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の6件、補正予算の1件につきまして、提案の理由をさせていただきました。慎重に御審議の上、御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、健康福祉部長より、発言の申出がありましたので、発言を許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本晴彦君 登壇〕

○健康福祉部長（山本晴彦君） 先ほどの承認第1号議案のところで、現在の定額減税に影響する納付や給付事業について私が答弁させていただきましたのは、先ほど言いましたプッシュ型と申請型というのは、令和5年度の住民税非課税世帯並びに均等割のみ非課税世帯の方への現状の給付の話をしていただきましたが、今回の議案の承認第1号につきましては、令和6年度の非課税、所得の関係でございますので、その上での把握している数字、税務課と福祉課で情報連携している今現在の見込みとしては1,230人前後として予定しているものですが、今後、所得税に関係する課税状況につきましては明確になってまいりますので、今現在は見込み値としては1,230人前後ではないかということ、福祉課では見込んでいるところでございます。

〔健康福祉部長 山本晴彦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

質疑をされる議員は、本日の午後5時までに議案質疑通告書を事務局へ提出願います。次回は、6月6日、木曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前10時15分から第1委員会室にて開催いたします。委員は御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、これで散会とします。

散会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年6月4日

議 長

議 員

議 員